

集団健診 10～11月 総合健診・住民健診の予約



- *受診を希望する方は全員予約が必要です。
- *電話（健診予約センター）またはインターネットからお申込みください。詳細は下記をご覧ください。
- *予約した方に予約券・採便容器等を送付します（前年度受診者への事前送付はありません）。
- *今年度から尿検査は自宅での採尿になります。予約した方に採尿容器を送付します。

1. 予約期間・方法 ※定員になり次第締め切ります。期間中、保健センター（電話・窓口）での予約はできません

ネット予約 8月31日(木)～9月2日(土) 電話予約 9月1日(金)～2日(土)

※予約期間終了後は、P.3の問い合わせ先へお問い合わせください。



ネットで予約

健診 Web 予約サービス ▶▶▶

<https://kenko-link.org/>



受付時間 24時間（初日 9:00～/最終日 17:00まで）

予約手順 次の手順で簡単に予約ができます。

1. 利用登録（初めて利用する方のみ）
2. 希望する日時を選択
3. 受診項目を選択



電話で予約

健診予約センター（茨城県総合健診協会）

電話番号 0570-077-150

受付時間 9:00～17:00（予約期間内のみ受付）

※予約以外のお問い合わせは、各保健センターへご連絡ください。

▼予約の際は以下をお伝えください

保険証の種類、氏名、生年月日、住所、電話番号、希望日時、受診項目

2. 健診日程 健診はすべて完全予約制です

	総合健診		住民健診		大腸がん検診日		
対象	胃がん・大腸がん検診を含めた検診を受けたい方		胃がん・大腸がん検診以外の検診のみ受けたい方		大腸がん検診のみ受けたい方		
受付時間	8:00～11:30 (30分ごとの予約制)		9:30～11:00/13:30～15:00 (30分ごとの予約制)		9:00～11:00		
実施日	10月	3日(火) 美 22日(日) 玉	10月	4日(水) 美 11月	2日(木) 美	10月	5日(木) 美 10日(火) 小 13日(金) 美 30日(月) 玉
	11月	19日(日) アピオス				11月	9日(木) 美 29日(水) 小
	【会場変更】 11月19日の会場は「小川文化センターアピオス」に変更しました。 ※問い合わせは小川保健相談センター（P.3参照）にご連絡ください。						

健診会場 **小**: 小川保健相談センター **美**: 四季健康館 **玉**: 玉里保健福祉センター **アピオス**: 小川文化センターアピオス

3. 健診内容・個人負担金等

市ホームページ、年間予定表、特定健診・後期高齢者健診受診券同封のチラシをご確認ください。

詳細はこちら ▶ ID 007074



今後の健診の予定

	12月	1月
総合健診	○	
住民健診	○	
大腸がん検診日	○	○

広報紙掲載予定 **お知らせ版 10月号** (9月28日発行)

引き続き感染対策へのご協力をお願いします

- 当日の体調確認・体温測定
- マスク着用・手指消毒
- 予約時間に合わせたの来館

マスクの着用は個人の判断が基本となりますが、集団健診は高齢者などの重症化リスクが高い方をはじめとして大勢の方が受診するため、マスクの着用をお願いします。当日、体調がすぐれない場合は無理をせず、受診を見合わせましょう。

集団検診 10月 女性のがん検診の予約

1. 予約期間 定員になり次第締め切ります

ネット予約 9月6日(水)～8日(金) 予約方法はP.2をご確認ください。
 電話予約 9月7日(木)～8日(金) ※予約期間終了後は、下記問合せ先へお問い合わせください。

2. 検診日程 骨：骨粗しょう症検診実施日

10月		
6日	金	小川文化センターアピオス
24日	火	四季健康館
骨29日	日	玉里保健福祉センター

【会場変更】

10月6日の会場は「小川文化センターアピオス」に変更しました。
 ※問い合わせは小川保健相談センター（下記参照）にご連絡ください。

■当日の受付時間

乳がん検診のみ 10:00～10:10、10:20～10:30
 子宮頸・乳がん検診 12:30～12:40、12:50～13:00、13:10～13:20
 骨粗しょう症検診のみ 13:40～13:50

11～12月の検診日程は、お知らせ版9月号（8月24日発行）に掲載します。

今後の健診日程はこちらでも
 ご覧いただけます ▶
 ID 007525



※女性のがん検診と骨粗しょう症検診を同日に受診希望の方は、女性のがん検診の受付時間で骨粗しょう症検診も一緒に受診できます。

3. 検診内容・個人負担金等

対象者年齢 令和6年3月31日基準	子宮頸 がん検診	乳がん検診		骨粗しょう 症検診	受診間隔	個人 負担金
		超音波	マンモ			
20～29歳	○	—	—	○	1年に1度	1項目 500円
30～39歳	○	○	—	○		
40～56歳	○	○	○	○	マンモは 2年に1度	
57歳以上	○	—	○	○		

※個人負担金が無料の方

- ・クーポン対象の方
- ・75歳以上の方
- ・身障手帳1・2級の方
- ・精神手帳1・2級の方
- ・療育手帳[㊤]・Aの方
- ・生活保護受給者

●自覚症状のある方（不正出血、異常なおりもの、乳房のしこり・痛みなど）、医療機関で経過観察中の方、毎回精密検査になる方は、医療機関で直接受診しましょう。●妊娠中の方や令和5年4月以降に人間ドックや職場等で受診済・受診予定の方は対象外です。●産後3か月までの方は子宮頸がん検診が受けられません。

医療機関でも女性のがん検診を受けられます

1. 実施期間

令和6年2月29日(木)まで

2. 対象年齢・検査項目

集団検診と同様です。

※集団検診を受診した方は対象外

3. 受診の流れ

①登録医療機関へ予約

②保健センターへ電話・ネット・窓口で
 受診券申し込み

※電話・ネットは検診日2週間前まで

③医療機関で検診 → 会計 → 終了

※個人負担金は各項目1,000円

受診券
 申し込み



■登録医療機関 下記以外は健康増進課へお問い合わせください。

所在地	医療機関	電話番号	子宮	乳
小美玉市	小埜医院	0299-58-3185	○	—
	けやきクリニック	0299-36-7777	○	—
石岡市	富田産婦人科医院	0299-23-0311	○	—
	松葉産婦人科	0299-23-2157	○	—
	山王台病院	0299-26-3130	—	○
水戸市	北水会記念病院	029-303-3005	○	○
	水戸中央病院	029-309-8521	○	○
土浦市	霞ヶ浦医療センター	029-822-5050	○	○

☎ 健康増進課 健康支援係（四季健康館） ☎ 0299-48-0221（内線4001）
 小川玉里保健係（小川保健相談センター） ☎ 0299-58-1411

限度額認定証の提示で 病院・薬局での支払いが限度額までになります

■病院・薬局での支払いが限度額までに

同じ月内に、ひとつの医療機関などで支払う医療費が所定の限度額を超える場合は、あらかじめ「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、医療機関などの窓口で提示することで、支払いが限度額までになります。

令和4年度認定証の有効期限は7月31日です。8月1日から有効な新しい認定証は、令和5年8月1日から申請の受付を開始します。



■交付対象者

国民健康保険加入者で次のいずれかに該当する方

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上で課税所得が690万円未満145万円以上世帯の方
- ・70歳以上の住民税非課税世帯の方

※申請時点で国民健康保険税に滞納がある場合には、認定証を交付できない場合があります。

■申請窓口

市役所本庁医療保険課
小川総合支所総合窓口課
玉里総合支所総合窓口課

■申請に必要なもの

- ①申請者の国民健康保険証
- ②申請者と世帯主のマイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ③本人確認書類（運転免許証など）
- ④長期入院期間を確認できる領収書など（過去12か月以内に90日を超える入院がある住民税非課税世帯の方のみ）

■受け取り後に変更があったときは

- ・世帯構成や所得状況が変わったら、古い限度額適用認定証などを持参し、改めて交付申請をしてください。
- ・記載事項に変更が生じたら、速やかに届け出てください。

問 医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111（内線1104）

■表1：70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	所得要件	限度額
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税 非課税世帯	35,400円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

■表2：70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

区分	所得要件 (課税所得)	限度額		
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者(※)	III	690万円以上 (申請不要)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	
	II	380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	
	I	145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	
一般	145万円未満等 (申請不要)	18,000円	57,600円	
低所得者	II	住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円
	I		8,000円	15,000円

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者（国保の場合は70歳以上75歳未満に限る）がいる方です。ただし、収入合計が2人以上の世帯で520万円未満の場合と、1人世帯で383万円未満の場合は「一般」区分と同様の負担になります。

■表3：入院時の食事代

区分	入院期間	食事代 (1食あたり)
表1のア～エ、 表2の現役並み所得者 I～III・一般	—	460円※
表1のオ、 表2の低所得者II	90日まで	210円
	90日超	160円
表2の低所得者I	—	100円

※65歳以上の場合、一部医療機関では420円の場合もあります。